

令和 6 年度 南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画(案)

■ 運営方針

成年後見制度利用促進基本計画に則して、判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する「成年後見制度」の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護推進のネットワークづくりを進める。

■ 事業内容

- 成年後見制度に関する相談及び利用支援
- 成年後見制度に関する広報及び啓発
- 市民後見人の養成及び活動支援
- 市民後見人候補者の登録及び受任調整
- 市長申立に関する業務
- 成年後見制度に関する関係機関等との連携
- その他、センター運営に関し必要な事業

■ 重点目標：

1. 成年後見制度の普及・啓発

- ・成年後見制度への理解を深めるため、市民、支援者に向けて広報・啓発を実施する。
- ・制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談及び支援に取組む。
- ・専門相談・相談窓口の周知を図る。

2. 権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

- ・成年後見制度利用促進基本計画に則した権利擁護支援ネットワークの在り方について、関係機関と協議を行い、運営委員会の助言を経て方向性を定める。

3. 制度の担い手の育成

- ・市民後見人の活動に対して支援を行う。
- ・市民後見人及び候補者に対して、制度の担い手としてモチベーション維持・質の担保を目的として研修を実施する。
- ・地域共生社会の実現の観点からも、市民後見人養成について運営委員会の助言を経て方向性を検討する。

4. 本人の意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

- ・後見人等の受任調整時や、後見人等からの要望により、本人の意思を尊重した後見活動を支援するための、権利擁護支援チームの形成が支援できるような体制の構築に取り組む。